

常陸大宮市マスコットキャラクター「ひたまる」の利用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、常陸大宮市マスコットキャラクター「ひたまる」のデザイン及び愛称（以下「キャラクター等」という。）を利用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、市に属する。

(利用の申請)

第3条 キャラクター等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター利用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当し、かつ、キャラクター等の図柄を変更、改変することなく利用する場合はこの限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し利用するとき。
- (2) 市内の学校、幼稚園又は保育園が教育又は保育の目的で利用するとき。
- (3) その他、市長が適当と認めたとき。

(利用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、利用を承認するものとする。

- (1) 市及びキャラクター等の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用する、又は利用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、思想、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他市長が利用について不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の承認をするときは、「常陸大宮市マスコットキャラクター利用（変更）承認書（様式第2号）により申請者に通知し、不承認の場合は「常陸大宮市マスコットキャラクター利用（変更）不承認書（様式第3号）」により申請者に通知するものとする。

(利用料)

第5条 キャラクター等の利用料は、無償とする。

(利用上の遵守事項)

第6条 キャラクター等の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用承認された用途のみに利用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 利用者は、その利用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (3) 定めた形、色等の規格に沿って正しく利用すること。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) キャラクター等を利用する際には、必ずキャラクター等の直下又はその直近に「常陸大宮市マスコットキャラクターひたまる」又は著作権者を象徴する記号を用いて「©hitachiomiya city」と付記すること。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その形状のわかる写真の提出をもって、代えることができるものとする。
- (6) 商標登録や意匠登録の出願を行わないこと。

(承認内容の変更)

第7条 利用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ常陸大宮市マスコットキャラクター利用変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「常陸大宮市マスコットキャラクター利用（変更）承認書（様式第2号）」又は「常陸大宮市マスコットキャラクター利用（変更）不承認書（様式第3号）」により申請者に通知するものとする。

(承認の取り消し)

第8条 市長は、キャラクター等の利用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該利用承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、常陸大宮市マスコットキャラクター利用承認取消書（様式第5号）により、当該利用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作製された物品等を利用してはならない。

(損失補償等の責任)

第9条 市は、前条の規定による承認の取り消しにより生じた損害、その他キャラクター等の利用に係る損失補償等の責任を一切負わない。

2 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(利用期間)

第10条 キャラクター等の利用承認を受けた利用期間は、承認の日の翌日から起算して1年間を上限とする。ただし、書籍、映像作品又は物品等での利用についてはこの限りではない。

(庶務)

第11条 この要綱に関する庶務は、産業観光部商工観光課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の利用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行前に改正前の常陸大宮市マスコットキャラクター使用取扱要綱の規定により行われた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行われたその他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の常陸大宮市マスコットキャラクター使用取扱要綱の規定により行われた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の常陸大宮市マスコットキャラクター使用取扱要綱の規定により行われた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定により行われた手続きその他の行為とみなす。